景品類の提供の制限に関する公正競争規約 及び施行規則

●自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

昭和54年12月3日公正取引委員会認定、昭和54年12月6日官報告示第46号変更 昭和55年8月20日公正取引委員会認定、昭和55年8月28日官報告示第25号変更 平成8年5月9日公正取引委員会認定、平成8年5月9日官報告示第6号変更 平成19年9月28日公正取引委員会認定、平成19年10月1日官報告示第32号変更 平成21年8月25日公正取引委員会認定、平成21年8月31日官報告示第17号

●自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約についての施行規則

昭和54年12月3日公正取引委員会承認

変更 平成 2 年 3 月 2 日公正取引委員会承認

変更 平成 8 年 5 月 9 日公正取引委員会承認

変更 平成19年9月28日公正取引委員会承認

自動車業における景品類の提供の制限 に関する公正競争規約

(目 的)

- 第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、自動車業における不当な景品類の提供の制限を 定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般の消費者による自主的かつ合理的な選択及 び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。
 - 2 前項の目的を達成するため、事業者は、自動車に関連する商品又は役務の取引に附随して景品類 を提供する場合においても、この規約の趣旨を尊重するものとする。

(定義)

- 第2条 この規約において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項 に規定する自動車(小型特殊自動車を除く。)及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
 - 2 この規約において「事業者」とは、自動車を製造する事業者(以下「製造業者」という。)及び 自動車を販売し若しくは輸入して販売する事業者(以下「販売業者」という。)をいう。
 - 3 この規約において「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、 事業者が自己の供給する自動車の取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上 の利益であって、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引き又はアフター サービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして自動車に附随すると認められる 経済上の利益は、含まない。
 - (1) 物品及び土地、建物その他の工作物
 - (2) 金銭、金券、預金証書、当せん金附証票及び公社債、株券、商品券その他の有価証券
 - (3) きょう応(映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。)
 - (4) 便益、労務その他の役務

(一般消費者に対する景品類の提供の制限)

- 第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。
 - (1) 懸賞により提供する景品類にあっては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」 (昭和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲
 - (2) 懸賞によらないで提供する景品類にあっては、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)の範囲

(販売業者等に対する景品類の提供の制限)

第4条 事業者は、販売業者又は自動車を使用して一般消費者に役務を提供する事業者に対し、懸賞により景品類を提供する場合は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲を超えて景品類を提供してはならない。

(公正取引協議会の事業)

- 第5条 社団法人自動車公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) この規約の周知徹底に関すること。
 - (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
 - (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
 - (4) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。
 - (5) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反防止に関すること。
 - (6) 関係官公庁との連絡に関すること。
 - (7) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。
 - (8) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

- 第6条 公正取引協議会は、第3条又は第4条の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者 を招致し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査をすることができる。
 - 2 事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。
 - 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは 10 万円以下の違約金を課し、又は除名処分することができる。

(違反に対する措置)

- 第7条 公正取引協議会は、第3条又は第4条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反 行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨及び当該違 反行為又はこれに類似する違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することが できる。
 - 2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当 該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要 な措置を講ずるよう求めることができる。
 - 3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、又は違約金を課し若しくは除名 処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

(違反に対する決定)

- 第8条 公正取引協議会は、第6条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうと する場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付 するものとする。
 - 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から 10 日以内に公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。

- 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証 の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて決定を行うものとする。
- 4 公正取引協議会は、第 2 項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(規則の制定)

第9条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。

2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附則

この規約は、公正取引委員会の認定の告示のあった日から起算して1か月を経過した日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成8年5月10日から施行する。
- 2 この規約の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。

附 則

- 3 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。
- 4 この規約の変更の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。

自動車業における景品類の提供の制限に関する 公正競争規約についての施行規則

(製造業者の範囲)

第1条 自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第 2 条第 2 項の「製造業者」には、当該事業者の製造する自動車を販売業者に卸売する事業者(いわゆる自販会社)及び外国製自動車を輸入し、専ら販売業者に卸売する事業者を含むものとする。

(景品類の解釈)

第2条 規約第2条第3項に規定する「景品類」の解釈等については、「景品類等の指定の告示の運用基準について」(昭和52年公取委事務局長通達第7号)によるものとする。

(景品類の価額の算定)

第3条 規約第2条第3項に規定する景品類の価額の算定については、「景品類の価額の算定基準について」(昭和53年公取委事務局長通達第9号)によるものとする。

(懸賞による景品類の提供の制限)

第4条 規約第3条第1号及び第4条の規定の運用等については、「「懸賞による景品類の提供に関する 事項の制限」の運用基準について」(昭和52年公取委事務局長通達第4号)によるものとする。

(懸賞によらない景品類の提供の制限)

第5条 規約第3条第2号の規定の運用等については、「「一般消費者に対する景品類の提供に関する 事項の制限」の運用基準について」(昭和52年公取委事務局長通達第6号)によるものとする。

附則

この規則は、公正取引委員会の承認を受け、かつ、規約が施行される日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規則は、平成8年5月10日から施行する。
- 2 この規則の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。
- 2 この規則の変更の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。